

北海道函館工業高等学校いじめ防止基本方針

令和5年4月改定

1 いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしやからかい等のほか、インターネットを介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる生徒もあり、いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

生徒たちが意欲を持って充実した高校生活を送れるよう、いじめの防止に向けて、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するため「北海道函館工業高等学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

いじめの定義として、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」と規定しています。いじめを理解するに当たっては、次の点に留意します。

- いじめを受けた生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの生徒が被害生徒としてだけではなく、加害生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、いじめ対策委員会で情報共有して対応する。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や

「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくない。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

- 生徒が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ生徒」、「東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒」等学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

すべての生徒および教職員・保護者が「いじめはどの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起こり得る」という認識を持ち、組織的に対応する。

(3) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

(4) いじめの要因

- いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向

けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。そのため、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起これる。

- いじめは、生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから生徒を守り通すことは難しい。そのため、生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起これる。

（５）いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、被害生徒と加害生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「いじめ対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

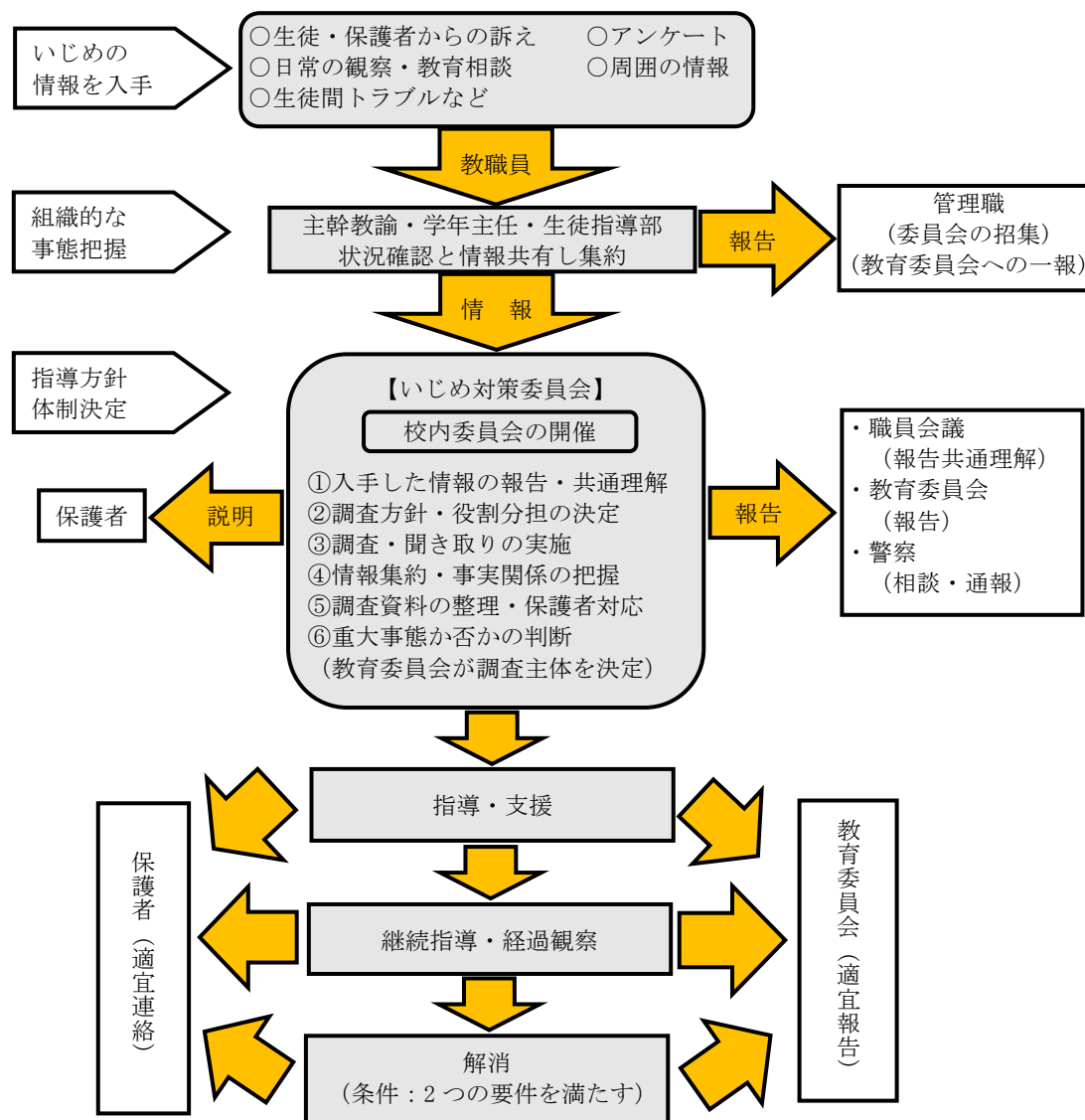
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「いじめ対策委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、確実に実行する。いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「いじめ対策委員会」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシ

ャルワーカーなどを含めた集団で判断することが大切である。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。

3 いじめ防止の指導体制

学校全体を通して、全ての生徒に「いじめは絶対に許されない行為である」ことの理解を促し、豊かな情操や道徳心を持ち、他の人格を尊重する、心の通う人間関係を構築するため、「未然防止」と「早期発見」に主眼を置き、対応に際しては以下の指導体制を確立する。

いじめ対策フローチャート（日常指導体制）



(1) いじめの未然防止 (別紙1)

- (ア) 人権教育・道徳教育・特別活動をとおして、規範意識・帰属意識を互いに高め、生徒一人一人がいじめ問題を自らのこととして考え行動できる集団づくりに努める。
- (イ) ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりに努める。
- (ウ) コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくりに努める。
- (エ) 面談等の定期的実施に努める。
- (オ) 情報モラル教育の充実に努める。
- (カ) 必要に応じて外部関係機関を活用し、それら機関との情報交換を行うなど恒常的な連携に努める。

(2) いじめの早期発見 (別紙2)

- (ア) 多くの場面で生徒自身やその行動を観察し、小さなサインを見逃さない。定期的なアンケート調査や面談などを実施し、生徒の声に耳を傾ける。
- (イ) 積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。
- (ウ) 保護者や関係機関と情報を共有し、連携する。

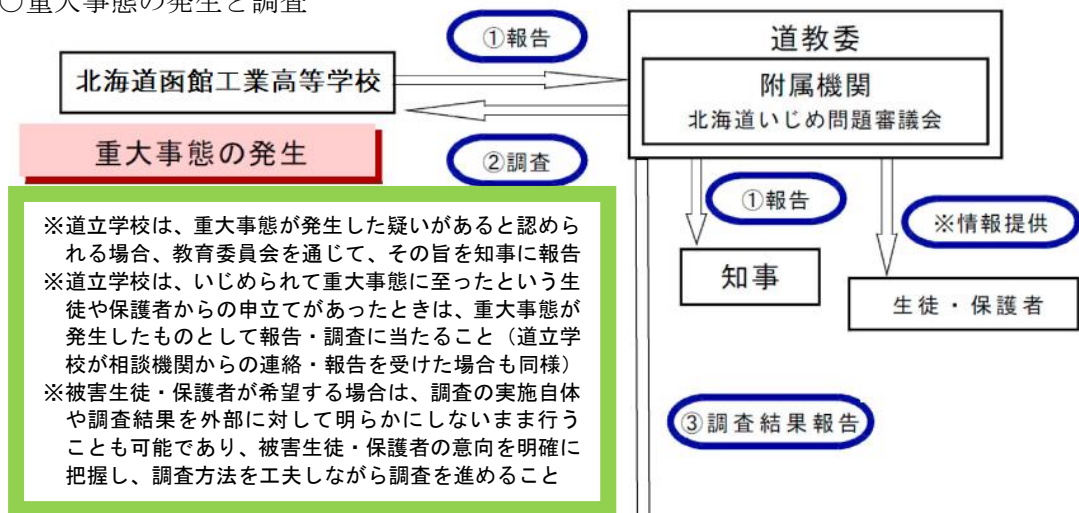
(3) いじめへの対応 (別紙3)

- (ア) いじめられている生徒の苦痛を理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援をおこなう。
- (イ) いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。
- (ウ) 見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力の育成をあらゆる機会を利用しておこなう。
- (エ) いじめられている生徒の保護者へは、生徒を全力で守り抜くという基本姿勢のもと、学校としての対応を明確に示し、学校の指導方針に理解を求めるとともに協力を依頼する。
- (オ) いじめている生徒の保護者へは、いじめは決して許されないという基本姿勢のもと、学校としての対応を明確に示し、学校の指導方針に理解を求めるとともに家庭での指導についても依頼する。
- (カ) いじめは学校だけでの解決が困難な場合もあるので、必要に応じて関係機関との連携を図り、問題解決にあたる。
- (キ) 事態が収束に向かったとしても、該当生徒はもちろんのこと、HR、学年、全校生徒に対しても心のケアをおこない、より一層の再発防止に努める。

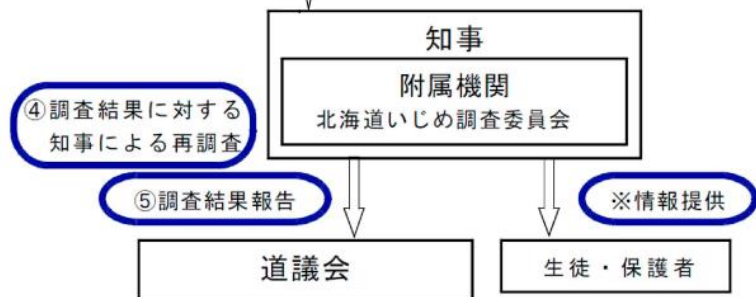
4 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、本基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に努めます。

○重大事態の発生と調査



○知事による再調査



※ 生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対応する。

5 いじめ防止等の対策のための組織と取組

いじめの「未然防止」、「早期発見」、「早期解決」のために「いじめ対策委員会」を構成する。

いじめ対策委員会 (全日制)	委員長 校長 副委員長 教頭 委員 主幹教諭、特別支援教育コーディネーター、養護教諭 生徒指導部長、生徒会指導部長、教務部長、保健部長 当該学年主任、当該担任、当該学科長、学校医 必要に応じ「心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者」 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー 弁護士、医師、警察官等経験者等の外部専門家
校内委員会 (全日制)	委員長 校長 副委員長 教頭 委員 主幹教諭、特別支援教育コーディネーター、養護教諭 生徒指導部長、生徒会指導部長、教務部長、保健部長 当該学年主任、当該担任、当該学科長
いじめ対策委員会 (定時制)	委員長 校長 副委員長 教頭 委員 特別支援教育コーディネーター、養護教諭 生徒指導部長、教務部長、当該担任、学科長 PTA代表 必要に応じ「心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者」 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー 弁護士、医師、警察官等経験者等の外部専門家
校内委員会 (定時制)	委員長 校長 副委員長 教頭 委員 特別支援教育コーディネーター、養護教諭 生徒指導部長、教務部長、当該担任、当該学科長

(1) 未然防止

教育相談、教育活動の充実、保護者・地域との連携等

(2) 早期発見

調査・アンケートの実施・結果分析及び報告、教育相談、情報収集

(3) 早期解決

事実確認、いじめられている生徒への支援、いじめている生徒への指導、関係集団への指導、保護者・関係機関との連携

(4) 点検・見直し・評価

「いじめ対策委員会」を中心としたPDCAサイクルによる組織体制の点検や見直し。いじめ防止等のための取組に係る目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価

(5) 職員研修

「いじめ対策委員会」の具体的な活動・事案対処に関する教職員の資質能力の向上に向けた校内研修の実施

別紙1 いじめの未然防止

委員会	必要に応じて外部機関と情報交換し、恒常的な連携に努める。
教職員	普段の指導を通じて信頼関係を築き、望ましい人間関係の育成に努める。
生徒	学校教育活動を通して規範・帰属意識を深めるように努める。
保護者	家庭との情報共有に努める。
外部機関	委員会が中心となり、他校の状況等、積極的な情報収集に努める。

別紙2 いじめの早期発見

委員会	現状を把握し、必要に応じてアドバイスをする。
教職員	普段と様子が違う生徒がいないかどうか注視し、生徒間の人間関係把握に努める。
生徒	気になる生徒に声かけをし、必要に応じて面談を実施して状況を把握する。
保護者	面談を実施した生徒の保護者に状況を伝える。
外部機関	他校での類似ケースの情報収集等、必要に応じて連携を図る。

別紙3 いじめへの対応

委員会	- いじめの実態を把握し個々の事案にあった解決方法について、いじめられた側の立場になって考え、実践できるようにアドバイスをする。 - 問題解決に有効な外部機関との連携を考える。
教職員	担任：関係生徒の保護者へ連絡を取り、いじめられた側に立って毅然と対応することを伝え、問題解決の協力を要請する。 生徒指導部：関係生徒から事情を聞き、いじめの実態解明に取り組む。 他の教職員：該当クラスのアフターケア等、個々の専門性を活かし取り組む。
生徒	関係生徒：いじめられている生徒へは心のケアを重点に置き、いじめている生徒にはなぜいじめに及んだかを考えさせ、絶対に許されない行為である事を認識させる指導をする。 他の生徒：いじめを認識していた場合は、なぜそれを止められなかったか、なぜそのような行為が発生したのかHR等で考えさせ、身近な問題として真剣にとらえさせる。
保護者	- いじめられている側に立った指導を基本とすることを伝える。 - いじめられている生徒には心のケアを中心に家庭と連携を図り取り組む。 - いじめている生徒には他人を尊重する大切さを家庭と連携を取り継続的に指導することを伝える。
外部機関	学校内で解決が困難と判断された場合、関係機関と連携を図る。